

空 き 家 バ ン ク 委 託 業 務

仕 様 書

地域振興・広聴課地域振興移住推進係

I 事 業 概 要

1 業 務 名 空家委第2号 空き家バンク委託業務

業 務 場 所 中津市全域 地内

2 委 託 期 間

契 約 締 結 日 か ら 平 成 32 年 3 月 31 日 まで

3 業 務 委 託 の 範 囲

中津市の空き家バンク制度利用者の支援を中心とする以下の業務を含むものとする。

■ 空き家バンク利用希望者対応

- ① 専用回線による電話対応業務
- ② 見学希望者案内業務
- ③ 空き家紹介業務

■ 空き家所有者対応

- ① 空き家現地相談対応業務
- ② 空き家所有者代行業務
空き家所有者が遠隔地に居住している場合で、所有者から委任があった場合、空き家の鍵の委託を受け、その鍵を保管する業務
- ③ 空き家物件掘り起し業務
空き家登録がなされていない空き家の所有者に、空き家登録を促す業務

■ 空き家の診断・調査等

- ① 空き家診断業務
空き家の継続利用の可否や、改修の要否の診断を行う業務
- ② 空き家バンク登録申請書類作成代行業務
外観写真や間取り図などの、空き家バンク登録申請に必要な情報の収集と登載を行う業務

■中津市移住推進活動支援業務

①空き家周辺の環境情報、地域の情報収集

②アドバイザー業務

移住者の希望する地域に関すること

移住者の定着に関すること

地域の移住者の受け入れに関すること

旧下毛地域の移住施策に関すること

③中津市の実施する移住推進活動への参画

4 業務体制

業務日：業務開始日から平成32年3月31日まで

業務時間：特に設定しない

休業日：休業日を土日曜日及び平成31年8月12日から平成31年8月16日、平成31年12月29日から平成32年1月4日までの間で設定できる

電話等による受付、専用の電話番号及び専用メールによる受付とする。

責任者を宅地建物取引士の有資格者として市に届け出ること。

5 報告・請求・支払い

毎月10日までに前月の業務報告を行うこと。委託料の支払いについては別途協議する。

II 機密情報、個人情報の取扱いについて

(1) 中津市における個人情報保護条例等の法令を遵守すること。

(2) 本市セキュリティポリシーを遵守すること。

本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者において協議の上決定する。

以上